

。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七―一）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員（法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第七条の二第一項中「掲げる率」を「定める率」に、「この条の規定」を「この項の規定」に改め、同項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条第一項並びに第十二条第四項第二号及び第五項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第二備考6中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同備考7中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「であつて」を「であつて」に改め、同備考8中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、改正後の第七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに別表第二備考6の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第七条第一項、第二項及び第三項（第一号に係る部分に限る。）、第七条の二第一項、第九条第一項、第十二条第四項及び第五項並びに別表第二備考7及び8の規定を適用する。